

研究 1 . LP ガスの訪問勧誘について

LP ガスの訪問勧誘に注意しましょう。



うまい話には、ダメされません！

格安料金の LP ガスへの変更を勧誘する「ガス切替営業」に関わる相談やトラブルが増加しています。特にブローカーに関わるトラブルが多いようです。

販売店切替後に「ガス料金が値上げされ、前の価格より高くなった」「前の販売店から配管撤去費用等の負担を求められた」等のトラブルが報告されています。

LP ガス切替の勧誘セールスは、すぐに決めずに慎重に！

(家庭用) LP ガスの基礎知識

Q1 : LP ガスってどんなガス？

A : LP ガスとは「Liquefied Petroleum Gas」の略で、日本語で液化石油ガス、通常「プロパンガス」と言われ、使用するまでの容器（ボンベ）に液体で貯蔵されています。

Q2 : LP ガスと都市ガスの違いは？

A : 火力が違う、配送方法が違う、原料が違う等がありますが「料金制度が違う」のが大きな違いです。

都市ガスは電気料金などと同じ公共料金で、ガス事業会社が届けて政府の認可で決まる「認可料金」です。ですから、ガス事業会社単位で価格が設定されます。

一方、LP ガスはガソリンや灯油などと同じ「自由料金」です。ですから、販売店単位で価格が設定されています。「政府認可の価格」などの目安がないのが特徴です。

注：全国の地域ごとの LP ガス料金を定期的に調査した結果が、(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センター【<http://oil-info.ieej.or.jp>】で公表されています。料金比較の参考になるとと思います。

Q3：販売店とLPガスの購入契約をすると書面が交付されますか？

A：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、液石法とする）第14条の定めにより、料金構成や設備の所有権などを記載した書面（14条書面）の交付が販売店に義務付けられています。

（14条書面）には...

LPガスの種類、LPガスの引渡し方法、料金（契約単価ではなく料金構成など）、設備の所有関係、設備・変更・修繕及び撤去に要する費用の負担方法、消費者・販売店・保安機関の保安上の責任・・・等が記載され、交付を受けた消費者が署名・捺印した大事な書類です。

LPガス容器からマイコンメーターの出口までが「供給設備」で、出口以降が「消費設備」になります。

Q4：販売店を替えることはできますか？

A：もちろん自由に換えられます。

現販売店との契約の解約・清算に関する事項を14条書面などで確認しましょう。

注：14条書面には、消費者が解約を希望する場合は「解約に伴う供給設備の撤去費用は、解約の理由がお客さまにある場合はお客さまの負担」や解約申出方法などが記載されているのが一般的です。

LPガスの切替勧誘サービスを受けたら

・自由料金のLPガスは、自分の責任で販売店を選ぶことができますが格安なLPガス料金を“売り物”にした「ガス切替の勧誘セールス」を受けたら、**契約する前に内容を十分に確認しましょう！**

注：勧誘業者には、ブローカー【broker】と呼ばれる、独立の第三者としての立場にあって、他人間の商行為の仲介を目的に営業する者がいます。

・格安料金のカラクリ

ブローカー（勧誘員）が提示する『格安な売込価格』は注意が必要です。基本的にブローカーはLPガスを直接供給できないので、提携先などのガス販売店へ権利を売却することになります。

権利を購入した販売店は『格安な売込価格』のままでは赤字になってしまうので、原油価格の高騰などの様々な理由をつけ、値上げしてくるのが一般的です。

こうして、いつの間にか前の価格と同等か割高になってしまうことがあるのです。

契約前のチェックポイント

- ・勧誘員の会社名・氏名・電話番号・身分などを確認しましょう！
- ・実際にLP ガスを納入する業者を確認しましょう！
- ・提示料金やサービスがいつまで保証されるか確認しましょう！
- ・契約しない場合は、ハッキリと断りましょう！

契約してからも・・・

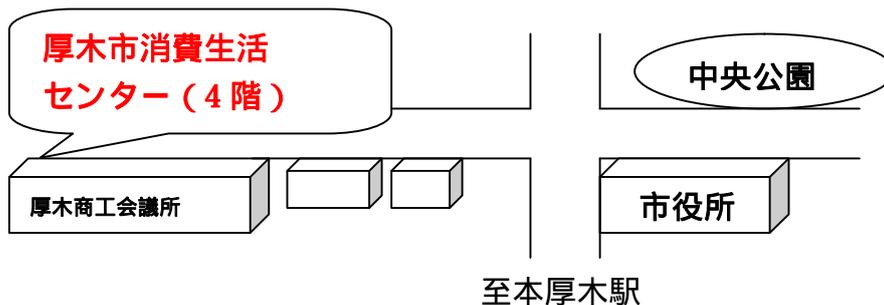
- ・訪問勧誘であれば、クーリング・オフの適用により、8日間以内であれば無条件で解除でき一定期間は解約できます。
- ・受けた説明と事実が違えば、契約は取り消すことができます。

しつこい勧誘で困っている。契約したけど心配なときは・・・

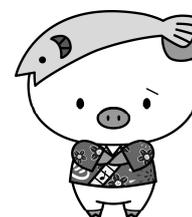
消費生活センターへ相談しましょう！

御相談は・・・

厚木市と清川村にお住まいの方は
厚木市消費生活センターへ
相談日 月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
相談時間 9：30～16：00
所在地 厚木市栄町 1-16-15
厚木商工会議所 4階
電話番号 046-294-5800



家庭用 LP ガスの取引に関する Q&A



Q1：LP ガス料金は販売店によってちがうのですか？

A：自由料金になりますので、違います。

LP ガス料金は都市ガスや電気などの認可料金とは異なり、ガソリンや灯油などと同様に自由料金です。

したがって、LP ガス料金は個々の販売店によって違いますし、同じ販売店でも顧客により m^3 当たりの料金などが違う場合もあります。

料金が異なる理由として、保安対策や設備やサービスの差異もありますので、販売店から十分な説明を受け、比較してください。

販売店は業界の自主ルールで店頭で料金表を備え、お客様からの問い合わせがあった場合には、その料金表に基づいて説明することとなっています。また、御近所の方と情報を交換してもよいでしょう。

全国の地域ごとの LP ガス価格について、定期的に調査したものが(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターのホームページ

【<http://oil-info.ieej.or.jp>】

で公表されています。また、電話【03-3534-7411(代)】でもお答えしていますので、お気軽にお問合せください。

Q2：LP ガス料金の内訳はどうなっているのですか？

A：主に基本料金と従量料金で構成されています。

LP ガス料金は、ガスの使用料に関係なく発生する「基本料金」とガスの使用量に応じてかかる「従量料金」で構成されています。

(ほとんどの LP ガス世帯で採用されている二部料金制の場合)

従って、ガス基本料金の金額、 m^3 当たりの単価など不明な点は販売店にお問い合わせください。

なお、LP ガス料金の仕組みには、「二部料金制」のほかに「三部料金制」などがあります。(P12 からの「料金の仕組み」ページ参照)

Q3：販売店と LP ガスも購入契約をするときは、書面が交付されるのですか？

A：交付されます。

液石法第 14 条では、新たに LP ガス取引を始める際に、料金構成やその内容、設備の所有権などをお客様にわかりやすく書いた書面（以下「14 条書面」という）を交付するよう、販売店に義務付けています。

さらに、14 条書面の記載内容に変更が生じた場合には（料金改定や貸付消費設備の変更など）、変更部分については再交付する義務もあります。

もし、14 条書面をなくしたり、受け取った記憶がない場合には販売店に申し出て交付を受けてください。

Q4：書面にはどのような内容が書かれているのですか？

A：重要な事項が記されています。

14 条書面には以下のような重要な事項が書かれています。14 条書面の交付を受ける際は内容を十分確認し、不明な点は販売店から納得がいくまで説明を受けてください。

【交付書面の内容】

LP ガスの種類

LP ガスの引き渡しの方法

料金 「A」料金制度の内容（基本料金、従量料金など）

「B」料金制度の考え方

（基本料金や従量料金には何が含まれるかなど）

設備の所有関係（どれが販売店所有で、どれがお客様所有か）

設備、変更、修繕および撤去に要する費用の負担方法

消費設備（ガス配管、給湯器、コンロなど）を販売店が所有している場合は、「A」利用料や支払方法 「B」契約解除時にお客様が消費設備に係る配管を買い取る場合の金額や算定方法

お客様、販売店、保安機関の保安上の責任

Q5：販売店を替えることはできるのですか？

A：自由に替えられます。

自分に合った販売店をお客様自身の責任で選ぶことができます。

販売店を替える場合には、現販売店との契約の解除・清算に関する事項を 14 条書面や契約書で確認しましょう。また、新しい販売店と契約を交わす前に、14 条書面や契約書の内容を十分に確認し、不明な点は説明を受けましょ

う。トラブルを防ぐ観点からは、現販売店への契約の解除の申し入れをお客様自ら行うことが有効です。

なお、契約の解除の申し入れを受けた販売店は、原則 1 週間以内に自社所有の設備を撤去することが液石法で義務付けられています。

また、新しい販売店や電気など LP ガス以外の燃料に替える場合、**新しい販売店や LP ガス以外の事業者などが勝手に設備を取り外す（撤去する）と、消費者が思いもよらないガス配管設備代などの支払い請求を受けることがありますので、十分御注意ください。**

Q6：新たに販売店を選ぶときの注意点は？

A：新しい販売店に次の 4 つを確認してください。

提示された料金が急に値上げされることはないか

勧誘後しばらくすると正当な理由がなく値上げされたり、サービス内容が前より悪くなったりする場合があります。

実際にガスを納入するのは誰なのか

勧誘業者やチラシを入れる業者の中には、仲介を目的としている場合があります。実際に LP ガスを納入するのは誰なのか、その販売店は液石法に基づく登録業者であるかなどを確認してください。

契約内容に不利な点はないか

勧誘時の書類に目を通さなかったり、セールスの言葉をうのみにするとおぼろげにトラブルに巻き込まれることがあります。契約条件として解約時の高額な解約料請求が含まれる場合もありますので、契約する前によく契約書の内容を確認しましょう。

保安やサービスの内容はどうか

緊急時に販売店や保安機関などと連絡が取れ、すぐに対応してくれるかなど、保安やサービスの内容についても確認してください。

Q7：ガス配管の所有に関するトラブルが多いと聞きますが、どのようなことでしょうか？

A：別の販売店に変更しようとする場合、配管代の請求をされる場合があります。

別の販売店に変更しようとする場合、現在取引している販売店から「屋内配管は当店の所有なので、他店に変更するのであれば、配管代を払ってください」といわれる場合があります。

通常、「配管施工費を業者が負担したから」「配管は業者所有とした賃貸借契約を結んだから」という理由だけでは、配管所有権が販売店に帰属するわけではありません。一般的に建売住宅の場合には、住宅購入時に家屋と屋内配管とは一体のものとしてお客様に引き渡されるため、配管の所有権は家屋所有者に帰属すると考えられます。

ただし、住宅購入時に「屋内配管はLPガス販売店が所有する」旨の書面の交付及び明確な説明を受けている場合は、配管代を支払わなくてよいとは限りません。

Q8：LPガスについて困ったときは、どこに相談すればいいのですか？

A：エルピーガスお客様相談窓口や、厚木市消費生活センターに御相談ください。

エルピーガスお客様相談窓口

(神奈川)

0 1 2 0 - 2 4 4 5 6 6

全国エルピーガスお客様相談所

0 3 - 3 5 9 3 - 1 1 0 0

参考文献：一般社団法人全国LPガス協会 ホームページより

<http://www.japanlpg.or.jp/>

参考資料



LP ガス料金のしくみ

LP ガスの料金には販売店によって異なる 4 つの料金制があります。

二部料金制

基本料金+従量料金の 2 つを組み合わせたもの

基本料金

ガスの使用量の多少に関係なく生じる固定的な費用。

容器やメーターなどガスを供給する

ための設備

保安や検針にかかる費用など

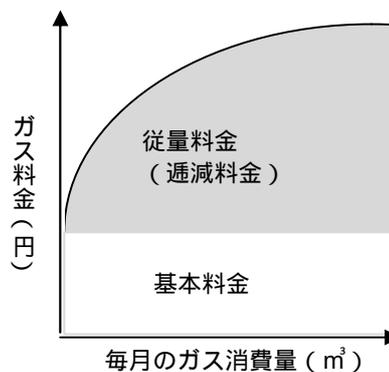
基本料金は、ガスを使用しなくても
費用負担が発生します。

従量料金

ガスの使用量に応じてかかる費用。

ガスの原材費

ガスの配送費など



三部料金制

基本料金+従量料金+設備利用料金の 3 つを組み合わせたもの。

設備利用料金

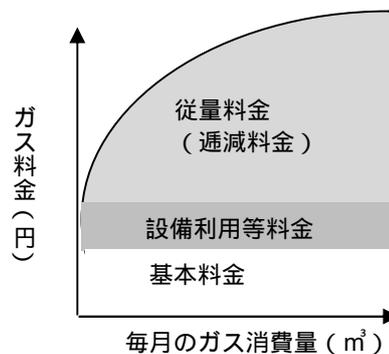
二部料金制では基本料金に含まれている設備利用料金を別立てにした費用。

集中監視システムなどを使っている場合は、

その利用料

ガス漏れの警報器の利用料

ガス消費設備などを販売店から借り受け
ている場合の費用など



最低責任使用料金制

一定の使用料までは使用料の多少にかかわらず料金が固定されており、一定量を超えるとその超えた使用量に応じた料金が加算されるものです。

複数料金制

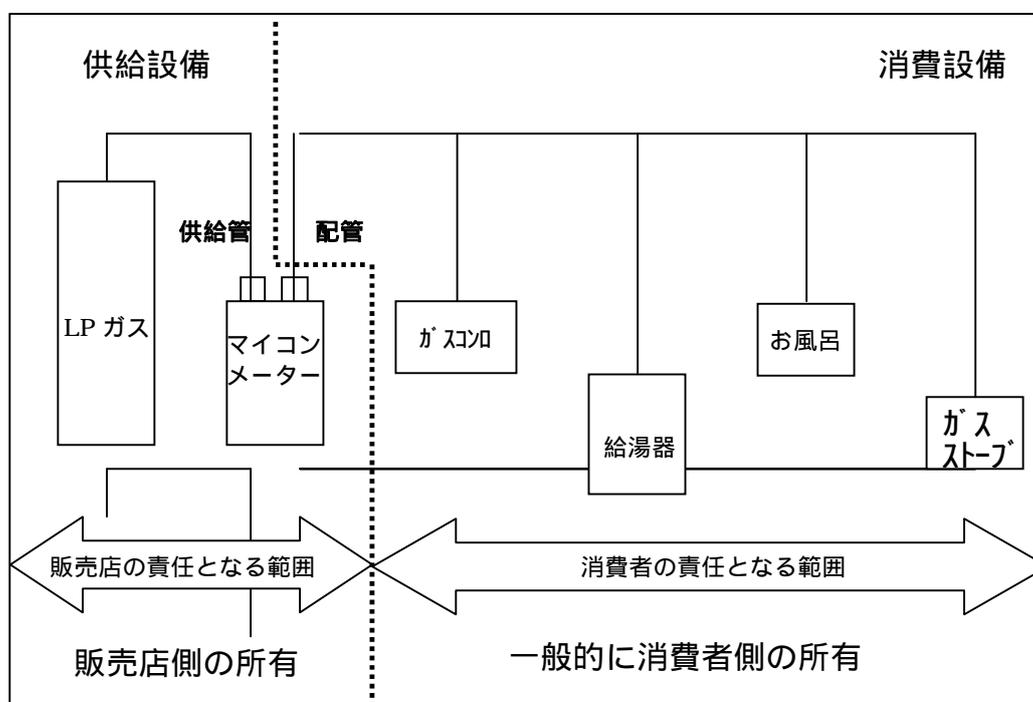
複数の料金制度があり、お客様はガス消費量に応じ、自ら合った料金制度を選択できるしくみ。

財団法人エルピーガス振興センター 広報室

この資料は経済産業省資源エネルギー庁の委託により作成したものです。

2009.12

設備の所有区分と管理責任（メーター販売の場合）



これまでの研究をまとめた成果として、
次ページの
消費生活懇話会かわらばん第1回
「LPガスの訪問販売に
注意！」
を作成し、配布しています。